

Vol.2 「どこからが伝統？」

WIPO PCT 国際協力部部長 夏目 健一郎

1. 伝統が熱い

日本の伝統が世界的にも注目されている。2013年には富士山がユネスコの世界遺産に登録された。一群の構成資産は、富士山とそのほとんど完全な形姿に対する崇敬を機軸とする生きた文化的伝統の類まれなる証拠と高く評価された。更に同じ年の12月には日本の伝統的な食文化としての「和食」もユネスコの無形文化遺産として登録に至った。世代から世代へと伝承される中で、「和食」は、日本人の間の社会的結束を強めるとともに、アイデンティティと絆の感覚をもたらすことに重要な役割を果たしているなどと、こちらも高い評価を得た。更に2014年には富岡製糸場を含む遺産が続いている。

これら「伝統的」な文化、遺産への注目は日本に限ったものではなく、世界遺産、無形文化遺産は世界各国で登録されている。

2. 伝統と知的財産

伝統はある日突然生まれるというよりは、人間の長年の活動、伝承によって形成されていくものである。人間の精神活動の結果の産物は、知的財産としても捉えることができ、様々な形で保護がなされている。例えば、新技術などの発明は特許で、音楽、文学作品などは著作物として保護される。特許、商標、意匠、著作権といった言うなれば伝統的な知的財産に加えて、伝統的な「知識」についても、その保護はどうあるべきかという議論が WIPO で行われている。

伝統的な知識とは、例えば、特定の地域や部族に先祖代々伝わっているある種の植物を用いた秘伝の薬、というようなものが考えられよう。このような知識は「伝統的知識」(Traditional Knowledge : TK) と呼ばれる。また伝統的という意味では、特定の地域に伝わる舞踏、儀式などといったものも考えられる。こちらはどちらかと言えば文化的な色合いが強いこともあり、

伝統的文化表現 (Traditional Cultural Expressions : TCEs) と呼ばれる。

これら人間の精神活動の産物である伝統的な知識、文化表現を知的財産としてどのように扱うのか。WIPO では専門の委員会を設立して、加盟国の中で集中的に議論が行われている。どのようなものが伝統的知識なのか、何が伝統的文化表現なのかという対象の問題、その保護はどのようなものなのか、保護期間はどの程度か、保護の受益者は誰 (集団 (原住民部族など)、国) なのか、など様々な観点が論点として議論されている。

3. 何をもち「伝統的」とするのか？

人間が長年培ってきた知識、文化が、伝統的知識、伝統的文化表現であることはよいとしても、どの程度の時間が経てば伝統的なのか。そもそも、何をもち「伝統的」とするのかを定めるのは難しい問題である。

この点については、WIPO においても議論が行われているが、一筋縄ではいかない問題である。概念としては、世代間で受け継がれている、などと表現できるかもしれないが、では何世代を経れば伝統的なのか。300年続いているものを伝統的ではない、と否定する意見は多くはないと思われるが、親子二代では不十分なのか。では孫の代まで受け継がればよいのか。あるところでは40年で孫の代まで世代が進むかもしれないが、別のケースでは60年かかるかもしれない。それならば、50年というように具体的な年数で区切るのか。なぜ50年で40年、60年ではいけないのか。というように、なかなかすべての関係者が納得する線引きは難しいのである。

4. 誰のもの？

先端技術の発明、新しい小説、音楽や絵画などの著作物は、それを作り出した人が通常ははっきりしている。

伝統的知識などにおいては、ごく限られた人々の間でのみ伝承されてきている知識、文化であれば伝統的知識、伝統的文化表現が誰のものであるかと特定するのは困難でないかもしれない。しかし、このような知識、文化は往々にしてある程度の広がりを持って共有、伝承される場合も少なくない。ジャズはアメリカ南部、ニューオーリンズが発祥とよく言われる。ではジャズはアメリカ、ニューオーリンズの人々のものなのであろうか。ニューオーリンズでジャズを開花させたのは、アフリカからの移民の人々であったとされる。それではジャズはアフリカの人々のものなのであろうか。アフリカからの移民とアメリカ南部に以前からいた人々との間で形作られていったとすれば両者のものなのか、などと考えていくと、なかなか悩ましい問題である。

5. どのような保護をするのか？

知的財産の保護となると、特許権、商標権のように、権利の保有者が独占的に権利を使うことができる排他的独占権の形の保護が思い浮かぶ。例えば、特許権で保護されている技術を利用したければ、ライセンス料という形で経済的な対価を支払う必要がある、というものである。特許の場合、これまで知られていなかった新たな発明をしたのだから、一定の期間については独占的権利が認められてもよいという考え方である。伝統的知識でもそのような保護が適当なのであろうか。

伝統的知識や伝統的文化表現は、新たなものというよりは既に相当の期間伝えられてきているものであり、場合によっては既に一般に知られているようなものもある。例えば、カーニバルでも有名なサンバは南米の特定の地域で伝統的に伝承されてきたものなので、当該地域の関係者が独占的な権利を有する、その他の地域でサンバの音楽を使いたいのであれば対価を支払わなくてはならない、ということになったら、どうであろうか。サンバもジャズと同様、誰のものかという問

題もあり、一体誰に、どうやって対価を支払うのか、という現実的な問題もあろう。

そこで WIPO の議論で最近出てきたのは、段階的アプローチ (tiered approach) という考え方である。世の中に広く知られていなくて特定の地域、部族等でのみ共有されているような伝統的知識については、特許などのように排他的な経済的権利を与える。一方、既に一般に知られているようなものについては、排他的独占権を与えるまではせず、著作物の世界でみられる人格権的権利を認めるというように、保護レベルを段階的にするというものである。人格権とは、著作物を例に挙げれば、その創作者であることを主張する権利 (氏名表示権)、そのものに変更、改変などを禁止する権利 (同一性保持権) などである。このアイディアは WIPO でも比較的最近議論されるようになったこともあり、合意が得られているわけではないが、新たなアプローチとして今後の議論が期待される。

6. そして議論は続いて

世界遺産にもなっているスイスアルプスのユングフラウには、ヨーロッパで最も高い場所に位置するユングフラウヨッホ鉄道駅がある。そこに設置されているユングフラウヨッホ山頂郵便局は、日本で一番高い場所にある富士山五合目簡易郵便局と姉妹提携関係にある。

WIPO における伝統的知識、伝統的文化表現に関する議論は、実はここ最近のことではなく、専門の委員会で2001年から議論が行われてきており、既に10年以上議論している。WIPO における議論が、五合目なのか山頂に近いのかはさておき、この伝統的知識の問題に対して、電灯がピカッと光るように、素晴らしい合意のアイディアが加盟国の中にひらめく日が来ることを期待したい。

Ken-Ichiro Natsume

日本特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012年に WIPO 日本事務所所長に就任し、2014年4月から現職。